

No.	Q	A
1	どの帳票に個人番号(加入者)と法人番号(事業主)の記載が必要か？	<p>財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄にかかる各種非課税申告書・申込書に、加入者さまの個人番号と事業主さまの法人番号の記載が必要となります。下に一覧表を掲示させていただきます。</p> <p>※「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)の公布・施行に伴いまして、2016年4月1日以降、加入者さまおよび個人事業主さまに関する個人番号のお取扱いが一部変更されていますので、ご留意願います。</p>
2	いつから個人番号等の記載が必要となるのか？	<p>2016年1月1日以降に、銀行にご提出いただいたものが対象となります。</p> <p>※なお、「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)の公布・施行に伴いまして、2016年4月1日以降、加入者さまおよび個人事業主さまに関する個人番号のお取扱いが一部変更されていますので、ご留意願います。</p>
3	毎月の金額変更、ボーナス預入依頼書等を提出の際に個人番号の記載が必要か？	必要ございません。
4	一般財形は変更ないのか？	一般財形預金は、対象外です。書類・手続等の変更はございません。
5	「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)の公布・施行に伴う改定後の帳票はいつからもらえるのか？	<p>新申告書・申込書は5月下旬までに順次ご用意いたしますので、お手数ですが、6月以降適宜お取引店までご請求いただきますようお願い申し上げます。</p>
6	旧帳票(各種申告書・申込書)は使用可能か？	<p>旧帳票に、ゴム印等で個人番号欄と法人番号欄を追加いただき、加入者さまの個人番号と事業主さまの法人番号を記載いただくことにより使用可能です。</p>
7	事業主独自の帳票を使用しているが、どうすればよいか？	No.1、2、6(銀行の制定帳票)と同様のご対応が必要となります。
8	非課税申告書等を提出する際に、銀行に加入者の個人番号通知カードの提示、またはコピーの提出が必要か？	<p>不要です。</p> <p>事業主さまにて「記載されている個人番号が正しいこと、加入者さま本人から提出されたものであること」の確認をお願い致します。</p>